指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する就労継続支援Ｂ型計画をいう。以下同じ。）、基準該当就労継続支援Ｂ型計画（指定障害福祉サービス基準第206条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する基準該当就労継続支援Ｂ型計画をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当就労継続支援Ｂ型に係る計画に限る。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労継続支援Ｂ型計画等」という。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合	指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する就労継続支援Ｂ型計画をいう。以下同じ。）、基準該当就労継続支援Ｂ型計画（指定障害福祉サービス基準第206条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する基準該当就労継続支援Ｂ型計画をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当就労継続支援Ｂ型に係る計画に限る。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労継続支援Ｂ型計画等」という。）が作成されていない場合　100分の95
㈠　作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70	（新設）
㈡　作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50	（新設）
６　指定障害福祉サービス基準第202条、206条及び第223条第５項において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第２項又は指定障害者支援施設基準第48条第２項に規定する基準に適合していない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。	（新設）
７　（略）	６　（略）
２　（略）	２　（略）
３　就労移行支援体制加算	３　就労移行支援体制加算　13単位
イ　就労移行支援体制加算(Ⅰ)	（新設）
⑴　利用定員が20人以下　42単位	
⑵　利用定員が21人以上40人以下　18単位	
⑶　利用定員が41人以上60人以下　10単位	
⑷　利用定員が61人以上80人以下　７単位	
⑸　利用定員が81人以上　６単位	
ロ　就労移行支援体制加算(Ⅱ)	（新設）
⑴　利用定員が20人以下　39単位	
⑵　利用定員が21人以上40人以下　17単位	
⑶　利用定員が41人以上60人以下　９単位	
⑷　利用定員が61人以上80人以下　７単位	
⑸　利用定員が81人以上　５単位	
注１　イについては、１のイの就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型事業所等における指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。注２において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（以下この３において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。	注　指定就労継続支援Ｂ型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援Ｂ型事業所等における指定就労継続支援Ｂ型等を受けた後就労し、６月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援Ｂ型事業所等の指定就労継続支援Ｂ型等に係る利用定員の100分の５を超えるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。
２　ロについては、１のロの就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)を算定している指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、就労定着者が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等において、指定就労継続支援Ｂ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ｂ型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。	（新設）